

川島整形外科病院指定訪問リハビリテーション及び 指定介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人玄真堂が開設する川島整形外科病院（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なりハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあつては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 川島整形外科病院
- (2) 所在地 大分県中津市大字宮夫17番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：医師 常勤1名
管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等の療法士 非常勤職員1名以上
療法士は、医師の指示や居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 8：30～17：30 土曜日 8：30～12：30

ただし、国民の祝祭日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の指示に基づき、要介護者(介護予防にあっては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション)を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、中津市(旧耶馬溪町、旧山国町を除く)、宇佐市(旧宇佐市の駅館川から西側の地域)、豊前市、築上郡吉富町、築上郡上毛町とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証にある自己負担割合を乗じた額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費については、事業所の実施地域を越えた地点からの実費を徴収する。
- 3 前2項の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者に支払いに同意する旨の文書に署名(記名、押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(相談苦情処理)

第10条 事業所は、利用者及びその家族からの相談苦情に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを等に係る利用者からの要望、苦情などに対して迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容などについて記録し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待防止と身体的拘束等の適正化に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護と虐待防止及び身体的拘束等の適正化のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 利用者及びその家族からの苦情処理体制、虐待防止及び身体的拘束等の適正化に係る責任者の設置
 - (2) 虐待防止検討委員会並びに身体的拘束等適正化委員会の設置と指針の整備
 - (3) 虐待防止、身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止及び身体的拘束等の適正化のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 3 事業所は、サービス提供中に、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の生活の自由を制限する身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う

場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する事項)

第12条 事業所は、以下の事項を留意し運営にあたるものとする。

- 1 感染症の予防や拡大防止について、感染症の発生及びまん延等に関して法令に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業継続に向けた取り組みとして、感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続計画を策定し、研修や訓練等を実施する。
- 3 LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用により SPDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る。
- 4 ハラスメント対策としてその防止に努め、発生した場合には適切な措置を構ずる。
- 5 従業員の質的の向上を図るため、虐待防止及び身体的拘束等の適正化、権利擁護、認知症ケア、介護予防等やその他必要な研修への参加の機会を設け、業務態勢を整備する。また、採用時研修は採用後6カ月以内に行う。
- 6 個人情報の取り扱いにおいては、法律やガイドライン等を遵守し適切な取り扱いにつとめるものとする。
- 7 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、また従業員であった者には、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 8 事業所は、利用者に訪問リハビリテーション等に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人玄真堂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月13日から施行する。

この規程は、平成30年9月15日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年5月16日から施行する。

この規定は、令和3年4月20日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。